

行 動 計 画 (次世代法・女性活躍推進法)

富山市医師会職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

目標 1：働き続けたい職場づくりへの取り組み

定時帰宅、時間外労働平均20時間/月以内、有給休暇6日/年の取得、同一労働同一賃金への対応

<対策>

令和6年4月～ 働き方改革による労働基準法改正の周知

定時帰宅：必要な日(会議等)以外は極力残業しない

時間外労働：定期的にタイムカードで労働時間の確認を行う
残業の多い者の業務内容の見直しを行い適正な人事配置の構築と共に、無駄な業務を洗い出し効率化を図る

有給休暇：事前に取得予定日を計画し、定期的に取得状況を確認し取得の推奨を行う

同一労働同一賃金：

職員・臨時職員の業務内容の見直し、不合理な待遇差をなくすための規定整備

目標 2：子育て支援制度に関する法改正及び当会の現状に則した対応と周知、活用法改正への即時対応、規定改正の提案

男性の(出生時)育児休業取得率80%、子育て目的の休暇取得促進

子育て支援制度を周知し、活用を図ると共に活用しやすい職場環境づくり

<対策>

令和6年4月～ 規程、パンフレット等の書面を各部署に配布、掲示し

幅広く支援体制が整っていることの周知

短時間勤務取得対象拡大(小学校第3学年を修了するまで)

女性活躍に関する情報公表(令和6年3月1日現在)

・労働者に占める女性労働者の割合 81.1%

・管理職に占める女性労働者の割合 38.5%